

申間市第2期子ども・子育て支援事業計画
ニーズ調査業務委託に係るプロポーザル実施要領

平成30年10月

申 間 市

実施要領

1 業務等の名称

串間市第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務

2 目的

この要領は、平成32年度から平成36年度までの5年間を計画期間とする「串間市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定するためのニーズ調査、分析、串間市子ども・子育て支援推進委員会の支援業務を一体的に実施する受託事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務名称

串間市第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務

(2) 業務内容

別添「串間市第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務委託に係る仕様書」とおり

(3) 委託期間

委託業務契約を締結した日から平成31年3月31日まで

(4) 委託上限額

委託上限額 2,160,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 プロポーザル方式を採用する理由

串間市第1期子ども・子育て支援事業計画の成果等の分析、地域の特性や保護者ニーズ等を踏まえたニーズ調査の実施、国等の最新動向に係る情報収集など、高度な分析力、企画力、進捗管理能力が必要とされるため、プロポーザル方式を採用するものである。

5 参加資格

本プロポーザルへ参加できる者は、以下の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 別添の仕様書に基づき誠実に業務を履行できること。
- (5) 参加申請書提出時に串間市指名競争入札参加資格者であること。
- (6) 国税（法人税、所得税、消費税）及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 串間市暴力団排除条例（平成23年串間市条例第21号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。

6 スケジュール

募集から業務の受託事業者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) プロポーザル募集開始 | 平成30年10月5日（金） |
| (2) 参加申請書提出期限 | 平成30年10月17日（水）17時まで |
| (3) 質問の提出期限 | 平成30年10月17日（水）17時まで |
| (4) 質問の回答期限 | 平成30年10月22日（月） |
| (5) 参加資格審査結果通知発送日 | 平成30年10月22日（月）以降 |
| (6) 企画提案書提出期限 | 平成30年10月30日（火）17時まで |
| (7) 選定審査委員会（プレゼンテーション） | 平成30年11月5日（月） |
| (8) 審査結果の通知 | 選定審査委員会実施後速やかに通知 |

7 プロポーザル参加申請書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり参加申請書を提出すること。

- | | |
|----------|---|
| (1) 提出書類 | ①参加申請書（別記様式1）
②暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（別記様式2）
③完納証明書
国税及び地方税を滞納していないことを証明するもの。 |
| (2) 提出期限 | 平成30年10月17日（水）17時まで |
| (3) 提出部数 | 各1部 |
| (4) 提出方法 | 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。持参の場合は市の閉庁日を除く各日9時から17時までとし、郵送の場合は提出期限必着のこと。電子メールによる提出は受理しない。 |
| (5) 提出先 | 「17 問合せ先及び提出先」に記載。 |

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この業務に対し質問がある者は、以下の方法により質問するものとし、その他の方法による質問は受け付けない。

- | | |
|-------|---------------------|
| ①提出書類 | 質問書（別記様式3） |
| ②提出期限 | 平成30年10月17日（水）17時まで |
| ③提出方法 | 電子メールに限る。 |
| ④提出先 | 「17 問合せ先及び提出先」に記載。 |

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、質問者名を伏せて平成30年10月22日（月）までに参加申請書を提出した事業者全てに電子メールにより行うものとする。

9 参加辞退届

参加申請書を提出した者で、参加を希望しない者は参加辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類 参加辞退届（別記様式4）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。持参の場合は、市の閉庁日を除く各日9時から17時までとする。電子メールによる提出は受理しない。
- (4) 提出先 「17 問合せ先及び提出先」に記載。

※プロポーザルへの参加を辞退する場合は、すみやかに辞退届を提出しなければならない。

10 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ① 「11 企画提案書の構成」のとおり
 - ② 企画提案書（別記様式5）
 - ③ 業務見積書（任意様式）
A4判を用いて、本業務の見積書とすること。
- (2) 提出期限 平成30年10月30日（火）17時まで
- (3) 提出部数 各10部（押印した正本1部、副本9部/カラーコピー可）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。持参の場合は、市の閉庁日を除く各日9時から17時までとし、郵送の場合は提出期限必着のこと。電子メールによる提出は受理しない。
- (5) 提出先 「17 問合せ先及び提出先」に記載。
- (6) その他 提出後の企画提案書の差し替えは、提出期限までとする。ただし、誤字脱字その他軽微な訂正についてはこの限りではない。

11 企画提案書の構成

別紙の「串間市第2期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務委託に係る仕様書」に基づき、次の項目についての企画提案書を作成すること。提出書類は全てA4を使用するかA4に折り畳むこと。

- (1) 実施方針
本業務を実施する上での基本的な考え方、方針を記載すること。
- (2) 業務実施体制及びスケジュール
 - ①本業務の内容を着実に履行するための実施体制（配置予定者の実務実績、経験等を含む。）
 - ②実施スケジュール（作業フロー、工程計画等）
- (3) 業務実績について
 - ①国、地方公共団体等における同種業務の実績
 - ②それら実績の本業務への活用方法
- (4) 企画内容（実態調査）について
 - ①調査票のイメージ（仕様書5（1）を参照）
 - ・回答者が回答しやすい工夫
 - ・回収率向上のための工夫

- ・その他独自の質問の設定等
- (5) 企画内容（調査結果報告書）について
 - ①集計方法及び分析イメージ
 - ②調査結果報告書の構成イメージ
- (6) 子ども・子育て支援推進委員会について
委員会での会議運営支援
- (7) その他の付加提案
その他、本業務の目的を踏まえて、仕様書等に記載している事項に付加して提案することがある場合は、その内容を記載すること。

12 選定方法等

- (1) 審査方法
審査は、書類審査及びプレゼンテーションによる。
評価項目は、別紙「評価基準表」のとおりとする。
- (2) プレゼンテーション
 - ①実施日時 平成30年11月5日（月）
※時間については、別途プロポーザル参加申請者に通知するものとする。
 - ②実施場所 宮崎県串間市大字西方9365番地8 串間市総合保健福祉センター
※詳細については、別途プロポーザル参加申請者に通知するものとする。
 - ③その他 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。スクリーン及びプロジェクターは本市で用意するが、申請者が持ち込むことも可とする。スクリーン及びプロジェクターを使用する場合は、3日前までに担当課に連絡すること。

13 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 「5 参加資格」に規定する要件を満たさない者
- (2) 各種提出期限を守らなかった者
- (3) 特別の事情がなく指定されたプレゼンテーション審査時刻に遅れた者
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者又は「11 企画提案書の構成」に添わない提案をした者
- (5) 「3 業務の概要」に規定する委託上限額を超える見積りを提案した者

14 第1位交渉者の決定

- (1) 委員会各委員の評価において最高得点とした委員数の多い者を第1位交渉者とする。
- (2) 最高得点とした委員数が同数の場合、この中から各委員の合計点が最も高い者を第1位交渉者とする。
- (3) 上記(2)の場合において、各委員の採点の合計点が同じ場合については、委員会の合議により第1位交渉者を決定するものとする。

15 審査結果の通知

串間市公式サイトにおいて公表し、全プロポーザル参加者に対しては、文書をもって通知する。なお、公表は第1位交渉者の事業者名のみとし、点数等の開示及び次順位以降の事業者名の公表は行わないものとする。

16 契約手続について

- (1) 市長は、第1位交渉者と委託契約の締結交渉を行い、合意に至った場合は契約を締結する。
- (2) 第1位交渉者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は第1位交渉者の不正と認められる行為等が判明した場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。
- (3) 契約締結後においても受託者の不正と認められる行為等が判明した場合は、契約の解除ができるものとし、次順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。

17 問合せ先及び提出先

〒888-0001 宮崎県串間市大字西方9365番地8 串間市総合保健福祉センター内
福祉事務所 こども政策係 担当：平島
電話 : 0987-72-1123 (内線507)
メール : kodomo@city.kushima.lg.jp